

議案第94号

飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

消費税率等の引上げに伴う改正及び罰則規定を明文化するための改正

飛驒市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例

飛驒市農村下水道処理施設条例（平成16年飛驒市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第27条の次に次の2条を加える。

（罰則）

第28条 次に掲げるものは、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第8条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第12条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 第26条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (4) 第8条の規定による申請書又は図書若しくは届出書、第26条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第29条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第27条の次に2条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 この条例の施行日前から継続している使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、改

正後の第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

飛騨市農村下水道処理施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第16条 略 (使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、使用者等が排除した排水の量に応じ、別表第4に定めるところにより算出した金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>第18条～第27条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条～第16条 略 (使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、使用者等が排除した排水の量に応じ、別表第4に定めるところにより算出した金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2 略</p> <p>第18条～第27条 略 (罰則)</p> <p><u>第28条 次に掲げるものは、5万円以下の過料に処することができる。</u></p> <p>(1) <u>第8条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者</u></p> <p>(2) <u>第12条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</u></p> <p>(3) <u>第26条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</u></p> <p>(4) <u>第8条の規定による申請書又は図書若しくは届出書、第26条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</u></p> <p><u>第29条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</u></p>

飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

消費税率等の引上げに伴う改正及び罰則規定を明文化するための改正

2 改正の内容

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第86号）により、消費税率及び地方消費税率が引上げられることに伴い、消費税率及び地方消費税率について規定している箇所を改正する。

また、併せて行為に係る過料の罰則規定を追加する。

3 施行日

(1) 令和元年10月1日

(2) 過料の罰則規定に関する部分 令和2年4月1日